

草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部附則改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>(工事の検査等)</p> <p>第14条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>(建築物等の使用開始の制限)</p> <p>第15条 開発事業者は、前条第3項の規定により検査済証の交付を受けるまで、当該開発事業により建築等される建築物等若しくは設置される施設又は当該開発事業に係る土地の使用を開始してはならない。ただし、当該開発事業により建築等される建築物等又は設置される施設について、工事に支障がなく、建基法第7条の6第1項第2号又は建基法第18条第24項第1号(建基法第87条の2又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用が認められるときは、この限りでない。</p> <p>(開発事業の廃止等)</p> <p>第16条 条文略</p>	<p>(工事の検査等)</p> <p>第14条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>(建築物等の使用開始の制限)</p> <p>第15条 開発事業者は、前条第3項の規定により検査済証の交付を受けるまで、当該開発事業により建築等される建築物等若しくは設置される施設又は当該開発事業に係る土地の使用を開始してはならない。ただし、当該開発事業により建築等される建築物等又は設置される施設について、工事に支障がなく、建基法第7条の6第1項第2号若しくは建基法第18条第24項第1号(建基法第87条の2又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用が認められるとき又は<u>都市緑地法(昭和48年法律第72号)第43条第1項に基づく認定を受けている者に該当するとき(緑化施設が雨水流出抑制施設又は駐車場を兼ねている場合を除く。)</u>は、この限りでない。</p> <p>(開発事業の廃止等)</p> <p>第16条 条文略</p>

旧

別表第4（第31条関係）

項目	基準	
公園等の整備	1 条文略	
	2 条文略	
	3 建築敷地の緑化基準は次に掲げるとおりとする。	
	建築敷地の面積	緑化基準
	0.05ヘクタール未満	条文略
	0.05ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	条文略
	0.3ヘクタール以上	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）に基づく緑化を行わなければならない。

新

別表第4（第31条関係）

項目	基準	
公園等の整備	1 条文略	
	2 条文略	
	3 建築敷地の緑化基準は次に掲げるとおりとする。	
	建築敷地の面積	緑化基準
	0.05ヘクタール未満	条文略
	0.05ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	条文略
	0.3ヘクタール以上	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）に基づく緑化を行わなければならない。 <u>ただし、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（平成31年条例第15号）第3条に規定する区域内においては、同条例に基づく緑化を行わなければならないものとする。</u>